

令和8年5月20日

障がい者就労支援事業所 各位

岐阜県セルフ支援センター

販売イベントへの出店事業所募集について

岐阜県セルフ支援センター事業の推進につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記の販売イベントを開催します。

つきましては、出店事業所を募集しますので、希望される場合は期限までにGoogleフォーム (<https://forms.gle/8zw2wvxtrcrUAdAd7>)にてお申し込みくださいますよう、お願い申し上げます。

記

| | |
|--------|--|
| イベント名 | 県庁展示販売【令和8年7月～9月開催分】 |
| 募集事業所数 | 4事業所 |
| 販売日時 | *販売日 7月17日、8月21日、9月18日 ※各日ともすべて金曜日 *販売時間 11:30～13:00 |
| 販売場所 | 岐阜県庁 2F 物販スペース |
| 申込期限 | 令和8年6月4日(木)必着 |
| 備考 | やむを得ず、当販売イベントを中止または延期する場合がありますので、ご承知おきください。 |

◎コンプライアンス（法令遵守）について

- ・価格は、わかりやすいところに表示してください。
- ・全ての販売物には、製造物責任法（通称PL法）が適用されます。
- ・販売物品や食品は「食品衛生法」や「薬機法」等に反しないものであり、「食品表示法」、「家庭用品品質表示法」などの関連法を遵守してください。
- ・食品を取り扱う事業所は、販売前に賞味期限の誤記載がないかの再確認をお願いします。

◎お申し込み方法について

- ・ グーグルフォーム (<https://forms.gle/8zw2wvxtrcrUAdAd7>) にて令和8年6月4日(木)までにお申し込みください。

◎販売方法について

- ・ 各事業所の販売員による対面販売、個別会計でお願いします。
- ・ のぼり旗や看板等を持参する場合は、県庁に事前の申請が必要になりますので、出店申込書の特記事項にご記入ください。

◎利用料徴収について

当センター設置規則第5条にもとづき、販売斡旋利用料として売上金額の5%を後日請求させていただきます。

◎出店確定の連絡について

出店の可否の結果については、申込事業所すべてに連絡いたします。

❖お問い合わせ先❖

岐阜県社会福祉協議会・岐阜県セルフ支援センター

TEL 058-201-1561

FAX 058-275-4888

担当：安田

令和8年度イベント出店申込書

| | | | | |
|-------|---|----------|--------|----|
| イベント名 | 県庁展示販売【令和8年7～9月開催分】 | | | |
| 出店日 | 7月17日、8月21日、9月18日 | | | |
| 事業所名 | 【事業所名】 【所在地】 | | | |
| 連絡先 | TEL () FAX () | 担当者名 () | | |
| 販売員 | 合計_____名 (当日販売責任者氏名:) 【内訳】①職員_____名 ②利用者_____名 ③その他_____名 (うち車いす利用者_____名) | | | |
| 販売内容 | | 商品名 | 単価(税込) | 個数 |
| | | 1 | @ | |
| | | 2 | @ | |
| | | 3 | @ | |
| | | 4 | @ | |
| | | 5 | @ | |
| | | 6 | @ | |
| | | 7 | @ | |
| | | 8 | @ | |
| | | 9 | @ | |
| | 10 | @ | | |
| 特記事項 | ※販売促進の活動等があればご記入ください。(看板、のぼり旗持参等) ※新規の事業所はメールアドレスをご記入ください。 | | | |

令和8年6月4日(木) 必着

岐阜県セルプ支援センター安田行き
FAX 058-275-4888